

指定申請に必要な書類と記載方法
(介護老人福祉施設)

千葉県健康福祉部
高齢者福祉課

指定申請に必要な書類と記載方法（介護老人福祉施設）

申請に必要な書類

- ・ 指定（許可）申請書 千葉県が定めた指定申請の共通様式です。この書類は介護保険指定事業の全事業の共通様式になります。
（様式第一号（一））
- ・ 付表第一号（十五） 介護老人福祉施設用の様式です。
- ・ 添付書類一覧及び添付書類 添付書類は下表を参考にして作成してください。

番号	添付書類	説明
1	申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書。条例については、公報の写し。
2	特別養護老人ホームの認可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの認可証等の写
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 （標準様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者及び従業者全員の、毎日の勤務すべき時間数（4週間分）を記載してください。 ・ 職種の分類は、次のとおりです。 （管理者／医師／生活相談員／看護職員／介護職員／（管理）栄養士／機能訓練指導員／介護支援専門員） ・ 夜勤を行う職員の配置状況がわかるように記入してください。 ・ 資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。
4	平面図 （標準様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の平面図（各室の用途・面積・各居室の定員・廊下幅を明示した、A4版又はA3版のもの） ・ 設備基準に係るものの写真を添付してください。 なお、写真は、下記5「設備・備品等一覧表」に記載されている内容が確認できるように撮影してください。 ・ 併設施設を有するときは、当該施設の平面図を含めてください。
5	設備・備品等一覧表 （標準様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に係る設備について記載してください。
6	併設する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を併設する場合、その施設の種類、定員及び従業者について記載したものを添付してください。

7	施設の共用の場合の利用計画	施設の設備を他の事業所（施設）と共用する場合、それぞれの専用部分及び共用部分を平面図に色分け表示してください。
8	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 入所定員 4 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 緊急時等における対応方法 7 非常災害対策 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他運営に関する重要事項 ・ 利用料その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。 ・ 施行日は指定日としてください。
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (標準様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者等からの相談又は苦情等に対応する 常設の窓口（連絡先）・担当者の設置 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理 体制・手順 3 その他参考事項
10	協力医療機関との契約の内容	・ 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関（協力歯科医療機関を定めている場合はその歯科医療機関）と締結した契約書の写し
11	誓約書 (標準様式6)	・ 法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面。
12	介護支援専門員一覧 (標準様式7)	・ 介護支援専門員の氏名及び登録番号（8桁のもの）を記入してください。

※書類は特段の定めがない限り、原則として日本産業規格A4型とします。